

○網走市相談支援専門員研修支援事業補助金交付要綱

(総則)

第1条 この要綱は、相談支援専門員の確保を図るため、相談支援専門員研修の受講に要した経費に対し予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関し、網走市補助金等交付規則(昭和57年規則第18号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 事業者

市内で次に掲げるサービスのいずれかを提供する法人をいう。

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第18項に規定する相談支援のうち、地域相談支援及び計画相談支援

イ 法第77条の2に規定する基幹相談支援センター

ウ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援

(2) 相談支援専門員研修

相談支援専門員に必要な専門的知識及び技術・技能の習得を図る研修のうち次に掲げるものをいう。

ア 相談支援従事者研修事業実施要綱(平成18年4月21日付け障発第0421001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)第3(2)及び(2)の規定に基づく現任研修

イ 相談支援従事者主任研修事業実施要綱(平成31年3月28日付け障発0328第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の規定に基づく主任研修

ウ 資格が失効している者が再度資格を取得するために受講する、相談支援従事者研修事業実施要綱(平成18年4月21日付け障発第0421001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)第3(1)の規定に基づく初任者研修

(3) 従事者

事業者には雇用されている職員をいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象者(以下「申請者」という。)、対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、補助金の額及び補助金の交付の条件は、別表のとおりとする。ただし、事業者は他の助成を既に受けている場合は、その額を補助対象経費から控除する。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付申請は申請者が行うものとし、交付申請書及びその添付書類の様式は、相談支援専門員研修支援事業補助金交付申請書(第1号様式)又は相談支援専門員研修支援事業補助金交付申請書(第2号様式)のとおりとする。

2 前項の申請書は、市長が別に指定する日までに提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第5条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認めるときは、規則第5条に規定する補助金の交付決定を規則第16条に規定する額の確定と併せて行い、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 規則第15条の規定による実績報告は、第5条の交付申請書の提出をもって報告があったものとみなす。

(補助金の支払方法)

第7条 市長は、第5条に定める補助金の額を確定した後に、その補助金を申請者に対して支払うものとする。

2 申請者は、補助金の支払を受けようとするときは、規則に定める請求書を提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

別表(第3条関係)

対象者	補助対象経費	補助金の額	交付の条件
事業者	事業者が相談支援専門員研修の研修実施機関に直接支払った受講経費。	従事者1人当たり補助対象経費の実支出額の2分の1(ただし、他の助成を既に受けている場合は、その額を補助対象経費から控除する。また、1円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額とする。)を上限とし、予算の範囲内で交付する。	次の各号のいずれにも該当する従事者であること。 (1) 事業者が直接雇用契約を締結していること。 (2) 市長が別に指定する期間中に相談支援専門員研修を終了し、研修実施機関が発行する修了証明書の交付を受けていること。 (3) 事業者が運営する障がい福祉サービス事業所に相談支援専門員以外として就労しており、かつ、申請時において相談支援専門員として市内の相談支援事業所、または、基幹相談支援センターに就労していること。
従事者	相談支援専門員研修の研修実施機関に直接支払った受講経費。	補助対象経費の全額(ただし、他の助成を既に受けている場合は、その額を補助対象経費から控除する。)とし、予算の範囲内で交付する。	次の各号のいずれにも該当する者であること。 (1) 相談支援専門員研修開始時点において相談支援事業所または基幹相談支援センターで就労していない者。 (2) 申請時点において相談支援専門員として市内の相談支援事業所、または、基幹相談支援センターで就労しており、その期間が3月を過ぎ、引き続き就労が見込まれる者。 (3) 市長が別に指定する期間中に相談支援専門員研修を終了し、研修実施機関が発行する修了証明書の交付を受けていること。 (4) 市内に住所を有し、市税等の滞納がない者。

年 月 日

網走市長 様

法人所在地

法人名称

代表者

電話番号

電子メール

担当者名

年度相談支援専門員研修支援事業補助金交付申請書

網走市相談支援専門員研修支援事業補助金交付要綱の規定により、補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 受講費用 金 円 (A)

2 他の助成制度等による給付額 金 円 (B)

3 申請金額 金 円 (A-B)

4 添付書類

- (1) 所要額（精算額）調書（別紙1-1）
- (2) 受講した従事者の就労証明書（別紙1-2）
- (3) 受講経費の領収書（原本）又はクレジット契約証明書（利用証明書）
- (4) 受講料、テキスト代等の内訳が分かる書類（研修案内等）
- (5) 研修機関が発行する修了証明書（写）

年 月 日

網走市長 様

住所
申請者 氏名
電話

年度相談支援専門員研修支援事業補助金交付申請書

網走市相談支援専門員研修支援事業補助金交付要綱の規定により、補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。また、交付決定の審査において、私に関する住民票及び市税等納付状況、他の助成制度による給付状況を関係各所に照会することに同意します。

記

- 1 受講費用 金 円(A)
- 2 他の助成制度等による給付額 金 円(B)
- 3 申請金額 金 円(A-B)

4 添付書類

- (1) 就労している事業所の就労証明書（別紙1-2）
- (2) 受講経費の領収書（原本）又はクレジット契約証明書（利用証明書）
- (3) 受講料、テキスト代等の内訳が分かる書類（研修案内等）
- (4) 研修機関が発行する修了証明書（写）

市税等の滞納	有 ・ 無
確認日	年 月 日
確認者	税務課 納税係 ㊟